

# 電気工作物の移設工事等に関する基本協定書等について

平成11年10月1日用地第685号  
土木部長通知

平成11年10月1日付けで電気工作物の移設工事等に関する基本協定書及び電気工作物の移設工事等に関する細目協定書を埼玉県と東京電力株式会社埼玉支店との間で別添のとおり締結し、平成11年10月1日から施行することとなりましたので通知します。

# 電気工作物の移設工事等に関する基本協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、甲が施行する埼玉県知事  
河川事業、道路事業及びその他の事業（以下「土木事業」という。）のため支障となる乙の配電線路、送電線路及び通信線路等の電気工作物（以下「電気工作物」という。）の移設工事又は除却工事（以下「移設工事等」という。）の取扱い及びその費用負担について、「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」（昭和42年2月21日閣議決定）及び関係法令に定めるもののほか、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲が施行する土木事業のため支障となる電気工作物の移設工事等に関する基本的事項を定め、相互の関係事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この協定における主な用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）「河川事業」とは、河川法（昭和39年7月10日法律第167号）に基づき施行される河川に関する事業、特定多目的ダム法（昭和32年3月31日法律第35号）に基づくダム事業及び砂防法（明治30年3月30日法律第29号）に基づく砂防事業をいうものとする。
- （2）「道路事業」とは、道路法（昭和27年6月10日法律第180号）に基づき施行される道路に関する事業をいうものとする。  
なお、「道路」とは、道路法第3条第2号及び第3号に規定する道路で、同法第18条第1項の規定に基づき、甲が道路の区域を決定又は変更したものをいう。
- （3）「その他の事業」とは、前2号を除きその他の法令の規定に基づき施行される事業をいうものとする。
- （4）「土木事業」とは、前各号において甲が施行する工事をいい、地方公共団体等との受託契約に基づき施行される事業を含むものとする。
- （5）「移設工事」とは、甲が施行する土木事業のため支障となる乙の電気工作物の移転、補強、防護及び嵩上げ等により従前の電気工作物の機能を回復するに必要な工事をいう。
- （6）「増強工事」とは、移設工事と併せて乙の都合により従前の機能を超える施設を設置する工事をいう。
- （7）「除却工事」とは、甲が施行する土木事業のため支障となる乙の電気工作物で、従前の機能を廃止し、又は休止しても公益上支障がない場合、当該工作物を撤去する工事をいう。
- （8）「仮移設工事」とは、甲が施行する土木事業のため支障となる乙の電気工作物を移設するに先立ち、やむを得ず暫定的に他の地点へ位置換えする工事をいう。

## （事前調整）

第3条 甲及び乙は、甲が施行する土木事業の計画にあたっては、支障となる乙の電気工作物の移設工事等について、事前に十分調整するものとする。

## （移設工事等の協議）

第4条 甲は、土木事業の施行にあたり乙の電気工作物の移設工事等を必要とする場合は、あらかじめ乙に対して協議の申し入れを行うものとし、移設工事等の正式要請について、原則として文書により

行うものとする。

ただし、河川法、道路法、その他の関係法令に別段の定めがある場合においては、この限りではない。

(業務の内容)

第5条 移設工事等に必要な次の業務は、原則として甲乙協力して行うものとする。

- (1) 調査
- (2) 測量設計
- (3) 移転先用地の取得及び補償
- (4) 仮工事用地の使用及び補償
- (5) その他地元調整等必要な事項

(費用負担の原則)

第6条 甲が施行する土木事業のため支障となる乙の電気工作物の移設工事費又は除却工事費又は仮移設工事費(以下「移設工事費等」という。)は、次の各項に定めるところに従い、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

なお、増強工事については、すべて乙の負担とする。

- 2 河川事業については、原則として甲の負担とする。
- 3 道路事業については、別途協議するものとする。

ただし、既設の電気工作物の位置が道路外の場合は次の表の定めるところにより、甲及び乙がそれぞれ負担するものとする。

既設電気工作物の位置	移設後の電気工作物の位置	甲の負担率(%)	乙の負担率(%)	備考
道路外	道路	50	50	架空配電線路について適用する。 甲の指定により架空配電線路を地中配電線路に変更する場合を含む。
道路外	道路外	100	0	

(注) 道路外には電気工作物設置後に当該土地が道路拡幅予定地内となった場合を含む。

- 4 その他の事業については別途協議するものとする。

(移設工事費の支払方法)

第7条 乙は、甲が負担すべき移転料等のうち、7割以内を前払金として請求することができる。

- 2 甲は、第4条に基づく電気工作物の移転等の工事完了後、移転料等から前項の前払金を控除した金額を乙に支払うものとする。

(細目協定の締結)

第8条 甲及び乙は、この基本協定を実施するために必要な事項について、細目協定を締結するものとする。

(その他の事項の取扱い)

第9条 この基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙別途協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基本協定は、平成11年10月1日から施行する。

この基本協定締結の証として本書2通を作成して、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成11年10月1日

埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号

埼玉県

埼玉県知事 土 屋 義 彦

甲

埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号

埼玉県知事 土 屋 義 彦

埼玉県浦和市北浦和5丁目14番2号

乙

東京電力株式会社埼玉支店長 百瀬 信正

# 電気工作物の移設工事等に関する細目協定書

埼玉県

埼玉県知事

(以下「甲」という。)と東京電力株式会社(以下「乙」という。)は、平成11年10月

1日付け「電気工作物の移設工事等に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。)第8条の規定に基づき次のとおり細目協定を締結する。

## (工事費の算定)

第1条 基本協定第6条に係る各工事費は、原則として次の各号に定めるところにより算定するものとする。

(1) 移設工事費は、次式により算定した額とする。

撤去費 + 再建設費

ただし、仮設費が必要な場合は、仮移設工事費を加算するものとする。

(2) 撤去費は、除却工事費とする。

(3) 再建設費は、再建に要する材料費と工費を合計した額より倉入価格と増強部分を合計した額を控除した額とする。

(4) 補強、防護及び嵩上等の工事費は、これら工事に要する工費と材料費を合計した額より倉入価格と増強部分を合計した額を控除した額とする。

(5) 仮移設工事費は、仮移設に要する材料費、工費及び仮移設物の撤去を含む工費を合計した額より倉入価格を控除した額とする。

2 前項における工費、倉入価格及び材料費は、次のとおりとする。

(1) 工費とは、労務費、運搬費及び諸経費等をいう。

(2) 倉入価格は、廃材の価値に応じて算定したとき時価額とする。

(3) 材料費は、時価額とする。

## (架空配電線路の移設工事費の算定)

第2条 基本協定第6条に係る電気工作物のうち架空配電線路の移設工事費等については、別に定める「架空配電線路移設工事費基準単価表」(以下「単価表」という。)により算定するものとする。

2 単価表については、毎年度、建設省関東地方建設局長と東京電力株式会社代表取締役社長との間で協議し、承認されたものを準用するものとする。

3 地勢又は技術上若しくは機能上等の理由により、単価表によりがたいと乙から申し出のあった場合、又は単価表に定めがない場合は、個別に甲乙協議の上、工事費を算定するものとする。

## (その他の事項の取扱い)

第3条 この細目協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙別途協議して定めるものとする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この細目協定は、平成11年10月1日から施行する。

この細目協定締結の証として本書2通を作成して、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成11年10月1日

埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号

埼玉県

埼玉県知事 土屋 義彦

甲

埼玉県浦和市高砂3丁目15番1号

埼玉県知事 土屋 義彦

乙

埼玉県浦和市北浦和5丁目14番2号

東京電力株式会社埼玉支店長 百瀬 信正